

ぐんま緑の県民基金事業の第Ⅲ期に向けた検討結果について

群馬県環境森林部森林局林政課
2024.3.18

ぐんま緑の県民税 第Ⅲ期のあり方について

目指すべき目標

- ◆豊かな水を育み、災害に強い森林づくり
- ◆里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造

課税期間	5年（第Ⅲ期：令和6年度～令和10年度）
税額（率）	個人：年間700円 法人：県民税均等割額の7%相当額
税収見込額	約8.5億円（年額） （個人：約6.8億円 法人：約1.7億円）
事業計画	事業内容
	①経営が成り立たず放置された人工林の整備(水源地域等の森林整備)
	②地域の課題解決のための市町村への補助（市町村提案型事業）
	③森林環境教育・森林ボランティアの支援
④普及啓発・事業の透明性の確保	

**第Ⅲ期のあり方については、第Ⅱ期の基本方針を継続
未整備人工林の整備目標 1万ヘクタール の達成に向けて取組を推進**

ぐんま緑の県民基金事業の見直しの方向性（案）

水源地域等の森林整備	新たな森林ゾーニングの導入に対応するため、対象森林や施業方法を検討
森林ボランティア活動・森林環境教育の推進	森林ボランティア支援センターの運営、森林環境教育の指導者養成を継続
市町村提案型事業	市町村からの要望を受けて補助単価等の見直しを検討
制度運営（普及啓発）	認知度の向上を図るため、効率的な普及啓発方法を検討

区分	課題	方向性（案）
水源地域等の森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 傾斜を主要件とする新たな森林ゾーニングの導入 ■ 伐採木の林内残置 ■ 労働災害の増加 ■ 整備目標（1万ha）の進捗状況の鈍化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>環境保全林（傾斜25度以上）の整備推進</u> ■ 災害による被害の拡大防止、森林資源活用の観点から<u>伐採木を搬出（除去）</u> ■ 条件不利地森林における<u>列状間伐の導入</u> ■ <u>整備対象森林（人工林）の明確化</u>による進捗率の向上
森林ボランティア活動・森林環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林環境教育の指導者の高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>新たな指導者を養成・認定</u>するため、森林環境教育指導者養成講座を実施（継続） ■ 認定指導者の<u>指導現場への参加</u>を促すため、スキルアップ研修を実施（継続）
市町村提案型事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資材等の価格上昇 ■ 事業要望の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>補助単価、上限額等の見直し</u> ■ 事業の<u>優先順位を明確化</u>（要綱、要領、運用等の関係規定の整理）
制度運営（普及啓発）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知度の向上 ■ 森と木のまつりの効率的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 効果的な普及啓発（<u>包括連携協定締結企業との連携等</u>） ■ 森と木のまつり支援方法の見直し（<u>補助金</u>による地域開催事業支援）

ぐんま緑の県民基金事業（水源地域等森林整備事業）の見直し概要

1 ぐんま緑の県民税継続の経緯

（1）趣旨・目的

本県の森林は水源の涵養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民が等しくその恩恵を享受している。県民共有の財産である豊かな森林を適切に整備・保全し、次の世代に継承していくため、平成26年4月からぐんま緑の県民税を導入した。

（2）経緯

平成26年4月から1期5年としてぐんま緑の県民基金事業を実施、平成31年4月から第Ⅱ期がスタートし、本年度が第Ⅱ期の最終年度となることから、令和5年第2回定例県議会に継続に関する条例案を提出し、県議会の議決を経て、課税期間を5年間延長することとした。

2 水源地域等森林整備事業の実績（見込）

- 第Ⅰ・Ⅱ期の整備面積は6,444ヘクタールで、目標面積8,300ヘクタールの78%を整備。
- 条件不利地森林整備は3,517ヘクタールで目標面積7,000ヘクタールの50%に留まる。
- 水源林機能増進は259%と目標面積を大きく上回り、松くい虫等被害地再生は111%と目標を達成。
- 水源林機能増進のうち、約46%が天然林の整備。

(1) 第1期（平成26～30年度）

(単位：ha)

事業名	目標	H26	H27	H28	H29	H30	第Ⅰ期計	達成率
条件不利地森林整備	3,500	276	466	421	386	379	1,928	55%
水源林機能増進	500	88	233	236	304	403	1,264	253%
松くい虫等被害地再生	200	11	31	44	88	85	259	130%
計	4,200	375	730	701	778	868	3,452	82%

(2) 第2期（令和元～5年度）

(単位：ha)

事業名	目標	R1	R2	R3	R4(見込)	R5(見込)	第Ⅱ期計	達成率	合計	達成率
条件不利地森林整備	3,500	289	275	417	325	283	1,589	45%	3,517	50%
水源林機能増進	500	345	282	268	274	160	1,329	266%	2,593	259%
松くい虫等被害地再生	100	4	24	28	14	5	75	75%	334	111%
計	4,100	638	581	713	613	448	2,993	73%	6,444	78%

3 課題と方向性

区分	現状・課題	方向性	見直し検討
条件不利地森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 傾斜を要件とする新たな森林ゾーニングの導入 ■ 伐採木の林内残置 ■ 労働災害の増加 ■ 整備目標を大きく下回る達成率(56%) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ゾーニング導入に伴い、目標林相を明確化(天然林化、針広混交林化) ■ 災害被害拡大防止、森林資源有効活用の観点から伐採木を搬出(除去) ■ 労働災害防止のため、列状間伐を導入 ■ 税の主旨に則った未整備人工林の整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな森林ゾーニングにおける「環境保全林」を事業対象区域とする。 ■ 傾斜(25度以上)を主要件とする。 ■ 搬出可能な林分内の伐採木搬出(除去) ■ 天然林化区域では列状間伐を基本とする。
水源林機能増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備目標を大きく上回る達成率(253%) ■ 過半数を占める広葉樹(天然林)の整備実績(H26~R3 996ha 実績の46%) ■ 伐採木の林内残置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業区分の目標面積応じた予算配布 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象を人工林に限定する。 ■ 搬出可能な林分内の伐採木搬出(除去)
松くい虫等被害地の再生事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備目標を概ね達成(116%) 		(現状維持)

4 水源地域等の森林整備における要件の見直し（1 / 2）

区分	現行	検討案
条件不利地森林整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 人工林であること。 2 次の（１）、（２）のいずれかの要件を満たす森林であること。 <ol style="list-style-type: none"> （１） 林道及び市町村道等からの距離が概ね<u>200メートル以上</u>の森林であること。 （２） <u>傾斜度が30度以上</u>の森林であること。 3 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。 4 市町村森林整備計画に定められた標準的な施業が実施できていない森林であること。ただし、下層植生が消失している森林についてはこの限りではない。 5 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。 6 県と森林所有者等により事業実施後10年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 人工林であること。 2 次の（１）、（２）のいずれかの要件を満たす森林であること。 <ol style="list-style-type: none"> （１） 傾斜度が25度以上で林道及び市町村道等からの距離が概ね100メートル以上の森林であること。 （２） 傾斜度が25度以上で林道及び市町村道等からの距離が100メートル未満の森林で次のア、イのいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 林齢が70年生以上の森林 イ 既存の国庫補助事業等の対象とならない森林 3 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。 4 市町村森林整備計画に定められた標準的な施業が実施できていない森林であること。ただし、下層植生が消失している森林についてはこの限りではない。 5 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。 6 県と森林所有者等により事業実施後10年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。

4 水源地域等の森林整備における要件の見直し（2 / 2）

区分	現行	検討案
水源林機能増進事業	<p>市町村が管理する簡易水道等の水源の森林であって、次のすべての要件を満たす森林であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小流域に取水口がありそれに依存する簡易水道等の集水区域の森林であること。 2 過密林であって下層植生がないなどの森林整備が必要な森林であること。 3 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。 4 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。 5 県と森林所有者等により事業実施後10年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。 	<p>市町村が管理する簡易水道等の水源の森林であって、次のすべての要件を満たす森林であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人工林であること。 2 小流域に取水口がありそれに依存する簡易水道等の集水区域の森林であること。 3 過密林であって下層植生がないなどの森林整備が必要な森林であること。 4 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。 5 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。 6 県と森林所有者等により事業実施後10年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。
松くい虫等被害地の再生事業	<p>松くい虫等の被害地であって公益的機能が低下し、森林の再生が必要な森林で、次のすべての要件を満たす森林であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 松くい虫被害地または気象被害地の森林であること。 2 被害木の割合が50%以上であること。 3 事業実施後保安林指定できる森林であること。 	<p>(現状維持)</p>

新たな森林ゾーニングと条件不利地森林整備事業の対象区域のイメージ（案）

区分	0~100m	100m~
環境保全林 25度以上 7.1万ha	未整備高齢級林等（伐採木除去） 針広混交林化（2.7万ha） 間伐による針広混交林への誘導	条件不利森林（列状間伐導入） 天然林化（4.4万ha） 強度間伐による天然林への誘導
資源循環林 25度未満 4.1万ha	人工林【短期循環林①】（2.6万ha） 林業適地	人工林【短期循環林②】（1.5万ha） 路網整備により林業適地へ誘導

現行			
区分	~100m	~200m	200m~
30度以上			
25~30度			
25度未満			

新基準			
区分	~100m	~200m	200m~
30度以上	未整備 高齢級林等	条件不利 森林	
25~30度			
25度未満			

※路網からの距離は、現行では施業区域内の重心を基準としていたが新基準では、小班の重心を基準とした。

5 条件不利地等森林整備における採択基準見直しによる対象面積の比較

(単位：ha)

現行基準					新基準				
細区分	基準	対象面積	整備済	未整備	細区分	基準	対象面積	整備済	未整備
傾斜条件	30度以上	33,478	1,660	31,818	条件不利	25度以上 かつ100m以上	28,308	1,748	26,560
路網条件	200m以上 (30度未)	8,398	683	7,715	高齢級	25度以上 かつ70年生以上 かつ100m未満	3,414	82	3,332
	計	41,876	2,343	39,533		計	31,722	1,830	29,892

※対象面積は距離・傾斜・林齢に以下の条件を加えている。

・人工林であること ・森林経営計画認定森林でないこと ・10年以内に施業履歴がないこと ・税事業の施業履歴がないこと ・公益的機能別森林であること ・私有林であること

【新基準による事務所別未整備森林面積】

(単位：ha)

区分	渋川	西部	藤岡	富岡	吾妻	利根	桐生	計
条件不利	715 (6%)	2,418 (17%)	6,002 (38%)	6,096 (39%)	1,273 (6%)	4,844 (28%)	5,211 (33%)	26,559 (24%)
高齢級	273 (2%)	601 (4%)	658 (4%)	635 (4%)	171 (1%)	394 (2%)	599 (4%)	3,331 (3%)
計	988 (9%)	3,019 (21%)	6,660 (42%)	6,731 (43%)	1,444 (7%)	5,238 (30%)	5,810 (36%)	29,890 (27%)

※ () 内は管内人工林面積に占める割合

【ゾーニング区分による事務所別人工林面積】

(単位：ha)

区分	渋川	西部	藤岡	富岡	吾妻	利根	桐生	計
環境保全林	3,153	7,314	14,165	13,230	8,925	10,322	13,378	70,487
資源循環林	7,983	7,056	1,592	2,391	12,735	6,857	2,582	41,196
計	11,136	14,370	15,757	15,621	21,660	17,179	15,960	111,683

区分	意見の概要	意見に対する考え方（対応等）
水源地域等の森林整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 条件不利地については、天然林化による水源かん養機能の再生が、災害防止に有効である。 2 環境保全林のうち路網からの距離100m未満の高齢級林分等の整備、災害による被害の拡大を防止するため伐採木を除去・間伐材の搬出は資源の有効活用からも重要な課題だといえる。 3 過去の評価検証委員会で出された意見を参考に、伐採木の除去や針広混交林化、列状間伐が導入されることを評価する。 4 専門的な知識をいれて整備方針を決定すべき、森林局だけで検討するのはいかなものか。専門家による委員会をつくり年に最低2回会議を実施するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな森林ゾーニングに基づき、条件不利地の天然林化等を推進します。 ● 災害による被害の拡大防止、森林資源活用の観点から林内に残置された伐採木の除去（搬出）に取り組みます。 ● 第Ⅲ期からは伐採木の除去（搬出）と列状間伐による針広混交林化に取り組みます。 ● ぐんま県民基金事業における整備内容については、引き続き評価検証委員会等の意見を聞いて検討します。

区分	意見の概要	意見に対する考え方（対応等）
市町村提案型	<ol style="list-style-type: none"> 1 当事業の整備実施後は、地元地域や団体でその後の管理を行う必要が生じており、負担が増え続けることが想定される。そうした団体へのバックアップを重点的に行う必要がある。 2 提案採択の審査基準の明確化は必要だが、地域の特性にも配慮が必要である。 3 賃金の補助なども視野に、物価の上昇に見合った補助単価の見直しが必要である。 4 単価の見直しの他、補助率を上げるなど市町村が活用しやすいようにしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ぐんま緑の県民基金事業では地域における団体等での整備、管理を基本としていますが、条件に応じて市町村による管理も可能としています。 ● 地域の特性に応じた課題を解決する取組については、独自提案型事業として支援しています。 ● 補助単価、上限額について見直しを検討しています。 なお、地域住民によるボランティア活動に対する支援であるため、活動参加者や団体の構成員への報酬は補助の対象としていません。 ● 補助単価のほか、上限額の見直しを検討しています。

区分	意見の概要	意見に対する考え方（対応等）
森林ボランティア・森林環境教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村提案型事業と連携し、ニーズの多い里山整備においてもボランティアによる整備体制を構築する必要がある。刈払いなどの里山整備体験などを展開することで、山林への関心を深めることが期待される。 2 県民・企業等が森づくり活動に新規参画できるように環境を整備する。 3 これまでのボランティア活動や、学校などで開催された事例を公開することで、まだ取り組んでいない地域の参考になると思う。 4 森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、体験学習を通じて、幼少期から森林への関心を高めることが必要なのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林ボランティア支援センターにおけるボランティア体験会や安全講習会の開催により、引き続き整備体制の構築を推進します。 ● 意見を踏まえ森林ボランティア支援センターの活動を充実していきます。 ● ボランティア活動に取り組んでいない地域での活用を推進するため、事例集を作成し周知します。 ● 小中学生向けのチラシ等の作成や森林環境教育の推進により森林の機能等について周知します。

区分	意見の概要	意見に対する考え方（対応等）
制度運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 ぐんま広報などにも、実績や特集などを盛り込み周知展開を図ってはどうか。 2 広報プランから専門的なスキルを持つ人材投入するなど、専門家からのアドバイスも必要ではないか。 3 小中学生向けにぐんま緑の県民税紹介動画を作成して授業で活用してはどうか。 4 パンフレットの作成・講演会を開催してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知度向上は課題となっており、様々な媒体の活用を検討します。 ● 意見を踏まえ検討したい。 ● 小中学生に制度の内容や森林の大切さを知ってもらうことは重要であると考えており、授業で活用できるチラシ等を作成したい。 ● 意見を踏まえ検討したい。

区分	意見の概要	意見に対する考え方（対応等）
森と木のまつり	<ol style="list-style-type: none"> 1 諸団体が実施するPR活動等への補助金は普及啓発の可動域が広がる取組だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情に応じた活動に対して支援したい。